

12月25日(水)が納期限です

- ◇固定資産税(第4期)
- ◇国民健康保険税(第7期)
- ◇介護保険料(第7期)
- ◇後期高齢者医療保険料(第6期)

延滞金は
年
8.7%

※令和6年の割合です。
※納期限の翌日から1カ月を経過する日までの割合は年2.4%です。

LINEで納期限のお知らせを発信中
バーコードを読み込み、友だち追加後に「受信設定」で通知を希望する税目を選んでください。

口座振替が便利

市ホームページで申し込みめます。
※一部対応していない金融機関があります。

問い合わせ先

- ◇納付に関すること
納税課納税相談担当
☎(580)1975
- ◇口座振替に関すること
納税課納税管理担当
☎(580)1832



事業主の皆さん 償却資産の申告を

1月1日時点で市内に償却資産を所有している事業主は、固定資産税(償却資産)の申告が必要です。

申告書は12月中旬に送付します。
新規開業などで届いていない場合は、問い合わせてください。新規で申告する人のみに「申告の手引」を同封しています。

※新規以外で「申告の手引」が必要な人は、市ホームページからダウンロードしてください。

償却資産の課税標準額が少額の人には、申告書を送付せず、申告案内のハガキを送付しています。資産の増減や事業の廃止、住所氏名の変更があった場合は、市ホームページから様式をダウンロードし、申告してください。



償却資産の申告については、「eLTAX(エルタックス)」(地方税ポータルシステム)を利用した、インターネットによる電子申告を受け付けています。電子申告の利用開始には、eLTAXホームページから利用届け

出(電子申告の申し込み)が必要です。
詳しくは、eLTAXホームページを確認してください。



●主な償却資産

- ◇構築物 駐車場の舗装・屋上看板などの広告設備・門・塀・緑化施設 など
- ◇機械および装置 工作機械・印刷機械などの各種産業用機械・駐車場機械装置 など

※太陽光発電設備は償却資産に該当し、住宅用では受給最大電力が10kw以上の場合、課税対象となります(建材型ソーラーパネルを除く)。

- ◇車両および運搬具 大型特殊自動車(自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車・トラックなどは除く)
- ◇工具・器具および備品 事務機・事務椅子・陳列ケース・テレビ・パソコン・プリンター・ルームエアコン・金庫・ゲーム機器 など

●申告期限 1月31日(金)

●問い合わせ先

- ◇償却資産について
市税課固定資産税担当
☎(580)1829

◇eLTAXについて
地方税共同機構
☎(0570)081459

☎03(5521)0019

※受付時間 午前9時～午後5時
月～金曜日(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)

市内に固定資産を 持っている人へ

固定資産税は、毎年1月1日時点の土地・家屋の所有者に対して課税されます。固定資産税の適切な課税のため、次に当てはまる場合は届け出てください。

- ◆土地・家屋の所有者が亡くなった
- ◆家屋を取り壊した

※12月末までに法務局で登記手続きをした場合は、届け出の必要はありません。

●届出期限 12月20日(金)

●問い合わせ先
市税課固定資産税担当
☎(580)1829